

横浜市南西部農業委員会委員再募集要項

1 募集人数

南西部農業委員会農業委員 1人

2 任用期間

任命日から令和11年8月17日まで

※令和9年4月に任命予定

3 身分

横浜市の特別職非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動や転用等に係る許認可業務及び農地利用最適化の推進に係る業務（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査や指導）

5 委員報酬額（月額）

46,000円（会長である委員）

44,000円（会長職務代理者である委員）

35,000円（委員）

6 推薦を受ける者及び申込者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び申込みに係る手続き等

(1) 申込書の様式に、(2) 添付書類を添えて、郵送又は持参により、(3) 提出先に提出ください。

(1) 申込書

- | | |
|------------------|-------|
| ・ 農業者（個人）が推薦する場合 | 第1号様式 |
| ・ 法人又は団体が推薦する場合 | 第2号様式 |
| ・ 自ら申込む場合 | 第3号様式 |

※「認定農業者等に準じる者に該当するか否か」の記入方法について

申込書中の「認定農業者等に準じる者に該当するか否か」欄については、次のア～キに該当する場合には「該当する」とし、ア～キのカタカナを記入してください。

ア 認定農業者等（認定農業者（個人）又は認定農業者（法人）の役員又は使用人）であった者

イ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ウ 認定就農者である個人（法人の場合には、認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下、エ～キにおいて同じ。））

- エ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに規定する組織の役員
- オ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人（又は法人）であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者（法人の場合は中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人）
- カ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- キ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者である個人（法人の場合は法人の業務を執行する役員又は使用人）

(2) 添付書類

推薦者（個人の場合に限る。）、被推薦者又は申込者の住民票（申込書を提出する日前 3 か月以内に発行されたもので本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）

(3) 提出先

横浜市みどり環境局農政推進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 5 0-1 0

電話 045-671-2631

FAX 045-664-4425

(4) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、横浜市のホームページからダウンロードすることもできます。

横浜市みどり環境局農政推進課 中区本町 6 丁目 50-10

電話 045-671-2631 FAX 045-664-4425

横浜市南西部農業委員会事務局 戸塚区戸塚町 1 6-1 7 戸塚区総合庁舎 8 階

電話 045-866-8495 FAX 045-862-4351

横浜市ホームページ（掲載場所）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/tetsuzuki/nogyo/gaiyo.html>

8 申込期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）～10 月 30 日（金）必着

※ 持参される場合、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間に持参してください。

※ 郵送される場合、令和 8 年 10 月 30 日（金）必着で郵送してください。

9 選考方法

書面評価等（必要に応じて面接を行う場合があります。）

10 選考結果の通知

令和 8 年 12 月頃（予定）

11 申込状況の公表について

募集期間の中間及び期間終了後に、横浜市のホームページにおいて申込状況の概要を、

提出先の窓口において申込のあった申込書に記載された事項（農業委員会等に関する法律施行規則第6条第1項に定める事項）を公表します。

12 その他

本要項に定めのないものは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）等の関係法令及び横浜市農業委員会委員候補者の選定に関する要綱の規定に基づくものとします。